

事務連絡

令和6年(2024年)7月24日

指定特定(障害児)相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
企画調整担当課長

札幌市における「主任相談支援専門員配置加算」の取り扱いについて

日頃から札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「主任相談支援専門員配置加算」について、新たな区分が創設されました。この加算について、本市における算定要件を次のとおり整理することとしましたのでお知らせいたします。

1 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の算定要件 300単位

次の①～⑤すべてに該当すること

- ① 次のア～ウいずれかに該当する指定特定(障害児)相談支援事業所である。
 - ア 「札幌市障がい者相談支援事業」を受託している(以下「委託相談支援事業所」)
 - イ 児童発達支援センターと一体的に運営している
 - ウ 地域の相談支援の中核を担っている

【ウの要件は、主任相談支援専門員が次のいずれかに該当する事業所】

- ・基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所が各区で実施している研修会に、役割を持って参画している(研修会当日の参加のみでは該当しない)。
 - ・札幌市自立支援協議会に属する組織の企画運営を担っている(研修会や勉強会などへの参加のみでは該当しない。部会の場合は、全体会や定例会などの参加のみでは該当しない)。
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を、定期的(週に1回程度)に開催している。
 - ③ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所、他の指定特定(障害児)相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の、新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、同行による研修を実施している。
 - ④ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所、他の指定特定(障害児)相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の、全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人

材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。

- ⑤ 基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所が実施する、地域の相談支援事業所の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を共同で実施している。

2 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）の算定要件 100 単位

次の①～④すべてに該当すること

- ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（週に1回程度）に開催している。
- ② 当該指定特定（障害児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、同行による研修を実施している（ひとり事業所の場合は、他事業所に対し実施すること）。
- ③ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所の相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている（ひとり事業所の場合は、他事業所に対し実施すること）。
- ④ 基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所が実施する、地域の相談支援事業所の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等に協力している（委託相談支援事業所との意見交換会等の運営、相談支援従事者研修インターバル実習の受け入れ、区域の研修への協力）。

3 参考資料

主任相談支援専門員配置加算に関する届出書

【担当】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 個別支援担当係長 品川

Tel 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail:kobestushien@city.sapporo.jp